

本年 3 月以降の水際措置の見直し
(要旨)

令和 4 年 3 月 1 日から、水際対策について以下の措置を講じます。

1. 入国後の自宅等待機期間の変更

- (1) 指定国・地域からの帰国者・入国者であってワクチン 3 回目追加未接種者について、検疫所が確保する宿泊施設での 3 日間待機を求め、宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅等待機を求めないこととします。
- (2) 指定国・地域からの帰国者・入国者であってワクチン 3 回目追加接種者について、原則 7 日間の自宅等待機を求めることとした上で、入国後 3 日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅等待機の継続を求めないこととします。
- (3) 指定国・地域以外からの帰国者・入国者であってワクチン 3 回目追加未接種者について、原則 7 日間の自宅等待機を求めることとした上で、入国後 3 日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅等待機の継続を求めないこととします。
- (4) 指定国・地域以外からの帰国者・入国者であってワクチン 3 回目追加接種者について、入国後の自宅等待機を求めないこととします。

2. 入国後の公共交通機関の使用について

入国後 24 時間以内に自宅等待機のために自宅等まで移動する場合に限り、自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用を可能とします。

3. オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域の指定

オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域を別途指定する場合には、当該国・地域からの帰国者・入国者については、自宅等待機等の期間を 14 日間とします。

4. 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国について、受入責任者の管理の下、観光目的以外の新規入国を認めます。

詳細は、次頁の「水際対策強化に係る新たな措置（27）」をご参照ください。

水際対策強化に係る新たな措置（２７）
（本年３月以降の水際措置の見直し）

令和４年２月２４日

１．入国後の自宅等待機期間の変更

オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）が支配的となっている国・地域（オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用（以下、まとめて「自宅等待機」という。）のいずれの期間についても原則７日間とし、「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月１７日）（以下、「措置（１７）」という。）における指定国・地域からの帰国・入国の有無及び新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外務省及び厚生労働省において有効と確認したもの。以下、「ワクチン接種証明書」という。）の保持の有無により、以下の区分に即した措置を実施する。

（１）措置（１７）における指定国・地域からの帰国者・入国者であって、別添１の要件を満たすワクチン接種証明書を保持していない者

検疫所が確保する宿泊施設での３日間待機を求め、入国後３日目に検疫所が確保する宿泊施設で受けた検査（PCR 検査）の結果が陰性であれば、検疫所が確保する宿泊施設退所後の自宅等待機を求めないこととする。

（２）措置（１７）における指定国・地域からの帰国者・入国者であって、別添１の要件を満たすワクチン接種証明書を保持している者

原則７日間の自宅等待機を求めることとした上で、入国後３日目以降に自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続を求めないこととする。

（３）措置（１７）における指定国・地域以外からの帰国者・入国者であって、別添１の要件を満たすワクチン接種証明書を保持していない者

原則７日間の自宅等待機を求めることとした上で、入国後３日目以降に自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続を求めないこととする。

（４）措置（１７）における指定国・地域以外からの帰国者・入国者であって、別添１の要件を満たすワクチン接種証明書を保持している者

入国後の自宅等待機を求めないこととする。

２．入国後の公共交通機関の使用について

上記１（２）及び（３）における、入国後の自宅等への移動（入国時検査から２４時間以内に移動が完了し、かつ自宅等を目的地とし最短経路での移動を行うものに限る）については、自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用を可能とする。

３．オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域の指定

オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については、

本措置に基づき「オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」として別途の指定を行い、当該指定国・地域については入国後の自宅等待機期間を 14 日間とする。

4. 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置（４）」（令和 2 年 12 月 26 日）
１、「水際対策強化に係る新たな措置（７）」（令和 3 年 1 月 13 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１０）」（令和 3 年 3 月 18 日）の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記（１）又は（２）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

（１）商用・就労等の目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国

（２）長期間の滞在の新規入国

（注 1）上記 1（１）及び（３）に基づく措置は、令和 4 年 3 月 1 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとする。）。上記 1（２）及び（４）に基づく措置は、令和 4 年 3 月 1 日午前 0 時（日本時間）以降に入国・帰国する者を対象とする。上記 1 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和 3 年 9 月 27 日）、「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」（令和 3 年 11 月 5 日）、「水際対策強化に係る新たな措置（２０）」（令和 3 年 11 月 29 日）、「水際対策強化に係る新たな措置（２１）」（令和 3 年 12 月 3 日）、「水際対策強化に係る新たな措置（２２）」（令和 3 年 12 月 9 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（２６）」（令和 4 年 1 月 28 日）に基づく措置は、令和 4 年 2 月 28 日午後 12 時（日本時間）限りで全て廃止する。

（注 2）上記（注 1）に基づき「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」が廃止されることにより、既発行済みの審査済証は、全て無効とする。

（注 3）上記 1 に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は別添 1 の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

（注 4）上記 2 に基づく措置のうち、上記 1（３）に係る措置は、令和 4 年 3 月 1 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとする。）、上記 1（２）に係る措置は、令和 4 年 3 月 1 日午前 0 時（日本時間）以降に入国・帰国する者を対象とする。

（注 5）上記 1 及び 2 に基づく措置は、本邦への帰国日前又は上陸申請日前 14 日以内に上記 1 で定める国・地域にのみ滞在歴のある者を対象とする。

（注 6）上記 3 に基づく措置は、令和 4 年 3 月 1 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

（注 7）上記 3 に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添 2 の書式で公表することとする。

（注 8）上記 4 に基づく措置は、令和 4 年 3 月 1 日午前 0 時（日本時間）以降に新規入国する外国人であって、受入責任者の行った事前の申請が完了した者を対象とする。

（注 9）上記 4 に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいう。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（２７）の適用に当たって
有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書について

令和４年２月２４日
最終改正 令和４年４月６日
厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」（令和４年２月２４日）に基づく措置の適用に当たって、有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は、原則下記の１．又は２．のいずれかに該当するものとします。

１．日本で発行された証明書のうち、下記のいずれかに該当するものであって、ワクチンを３回以上接種したことが分かるもの

- （１）日本政府又は日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
- （２）日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- （３）日本の医療機関等により発行された、新型コロナワクチン接種記録書

２．外国で発行された証明書については、（１）～（３）のすべてを満たすもの

（１）下記の事項が日本語又は英語で記載されていること。

氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数（注１）

（注１）接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、接種証明書の記載内容が判別できれば有効とみなします。

（２）下記アのいずれかのワクチンを２回（Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen）の場合は１回のみ接種をもって２回分相当とみなす。以下同じ。）接種し、かつ下記イのいずれかのワクチンを３回目以降に接種したことが分かること。（注２）

ア ２回目までに接種したワクチン

ワクチン名／メーカー	指定日	指定解除日
コミナティ (COMIRNATY) 筋注／ファイザー (Pfizer) (注３)	令和４年２月２４日	
バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca) (注３)	令和４年２月２４日	
COVID-19 ワクチンモデルナ (COVID-19 Vaccine Moderna) 筋注／モデルナ (Moderna)	令和４年２月２４日	

Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen）	令和４年２月２４日	
COVAXIN／バーラト（Bharat）	令和４年４月６日	

（注２）異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。

（注３）復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」及びアストラゼネカから技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」については、水際対策強化に係る新たな措置（２７）に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）」及び「バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）」と同一のものとして取り扱います。

（注４）COVAXIN／バーラト（Bharat）について、水際対策強化に係る新たな措置（２７）に基づく措置の適用は、令和４年４月１０日午前０時から行うものとします。

イ ３回目以降に接種したワクチン

ワクチン名／メーカー	指定日	指定解除日
コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer） （注４）	令和４年２月２４日	
COVID-19 ワクチンモデルナ（COVID-19 Vaccine Moderna）筋注／モデルナ（Moderna）	令和４年２月２４日	

（注５）復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」については、水際対策強化に係る新たな措置（２７）に基づく措置の適用に当たって、「コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）」と同一のものとして取り扱います。

（３）政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であること。

（以上）

令和 4 年 2 月 24 日

水際対策強化に係る新たな措置（２７）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」（令和 4 年 2 月 日） 3. に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」は以下のとおりです。

国・地域	指定日	指定の実施開始日時（日本時間）

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（１７）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和３年９月１７日

１．水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での１０日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び１０日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

２．水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１．に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国

後 3 日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅等待機を求めることとする。

(注 1) 上記に基づく措置は、令和 3 年 9 月 20 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和 3 年 9 月 20 日午前 0 時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。

(注 2) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添 1 の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）の別添 1 の書式は廃止する。

(注 3) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添 2 の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）の別添の書式は廃止する。

(注 4) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

(注 5) 上記に基づいて、令和 3 年 9 月 18 日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の 3 日後の日の午前 0 時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。

(注 6) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の 2 日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)